

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月12日(月) 午後1時25分～午後2時45分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員8人

会	長	山本	淳 (14番)
委	員	2番	大森 正良
		3番	上田 陽一
		6番	米村 進司
		8番	寺尾 孝則
		10番	賀山 圭子
		12番	山本 一美
		13番	飯野 幸義

●農地利用最適化推進委員5人

16番	宮本 裕澄
17番	河本 俊一郎
18番	小谷 幸次
19番	藪田 俊博
20番	上田 芳夫

4. 欠席委員 (5人)

1番	福石 幸生
4番	藪内 孝博
5番	上根 慶万
9番	岸本 利博
15番	横田 光男

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

6番 米村 進司

12番 山本 一美

日程第4 報告事項

①前総会(5月12日)のてんまつ

②農地法第18条第7項の規定による通知について

日程第5 議事

①議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について

②議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について

③議案第3号 令和4年度農業委員会活動の点検・評価の決定について

日程第6 その他

- ①令和5年度第1回農政部会の協議結果について
- ②所有者不明農地について
- ③地籍調査事業に伴う地目変更に係る現地確認について（資料なし）
- ④岩美町農業委員会における次期農業委員への引継ぎ事項等について
- ⑤次期岩美町農業委員会の体制に向けたスケジュール（案）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	杉 本 征 訓
局 長 補 佐	前 田 悟 史
主 事	石 河 香 央 里

事務局	<p>それでは、ただいまから令和5年度第3回総会のほうを開催させていただきます。</p> <p>総会の成立についてでございますが、本日の出席委員は12名中8名で、岩美町農業委員会会議規則第6条による定足数に達しておりますので、総会の成立を報告させていただきます。</p> <p>なお、1番福石委員、4番藪内委員、5番上根委員、9番岸本委員、また15番の横田委員から欠席する旨の連絡がございましたので、ご報告をさせていただきます。</p>
事務局	<p>それでは、会長から挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>改めまして、皆さんこんにちは。</p> <p>梅雨に入った、この宣言がありましたですけども、幸いにも降雨のほうは少なく、農作業のほうも、少々遅れた関係もあつたみたいですけども、順調に耕うんも終わり頃になったんじゃないかなあと思っております。</p> <p>コロナのほうも、先ほど事務局長のほうからありましたけれども、収束に向かってはおるんでしょうけれども、まだまだ感染者が先週よりも増えているというような状況ですので、気をつけていただきたいというふうに思いますし、マスク等をつけておるところであります。</p> <p>農業新聞にも出ておりますけれども、20年後の農業、食料・農業・農村基本計画というんですか、基本法の改正を視野に今中間取りまとめをされておまして、来年の通常国会には提案されるんじゃないかなあというふうに思っております。</p> <p>平時からの国民一人一人の食料の安全保障というようなこと、それから環境等に配慮した持続可能な農業、それから人口減少に伴う持続可能で強固な食糧供給基盤の確立というようなことが中間取りまとめで報告されているところであります。これから基盤法の改正に伴って、地域、関係機関との話し合いを持ちながら、人・農地プランから地域計画への移行というふうなことを2年がかりでまとめていくようなことになると思います。我々の今の任期もあと一か月程度で、引き続いて継続的にできるような体制に必ずしていかなといけんのじゃないかなあというふうに思っております。</p> <p>では、議事のほうに入らせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、議長につきましては、岩美町農業委員会会議規則第4条によ</p>

り、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長、以後議長をよろしく願いいたします。

議長 それでは、日程3の議事録署名委員ですけれども、私のほうから指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、6番の米村委員さん、それから12番の山本委員さんをお願いいたしますので、よろしく願いします。

議長 続きまして、日程4の報告事項に入らせていただきます。
前総会のでんまつ、それから農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局のほうの説明をお願いいたします。

事務局 報告事項1についてご説明をさせていただきます。
3ページをご覧ください。
前総会、5月総会、5月12日分のでんまつについてご説明をいたします。

1点目、非農地証明ということで、銀山地内の1件2筆の土地についての非農地証明申請についてお諮りし、承認していただいたものです。5月16日付で非農地証明書を申請者に送付しております。

2点目、3条1件1筆ということで、白地地内の登記地目は田、現況地目は畑の1筆について、売買による所有権移転についてお諮りをいたしました。ご承認いただきましたので、5月16日付で譲受人さん、譲渡人さん、それぞれに許可書を送付しております。

3点目、4条1件1筆ということで、長郷地内の畑に関する墓地の建設を目的とした転用についてお諮りしました。承認いただきましたので、5月16日付で県東部農林事務所へ進達しております。その後、5月31日付で県からの許可書が発行されましたので、6月2日付で申請者に許可書を送付しております。

4点目、5条1件1筆ということで、浦富地内の畑に関する漁具建築を目的とした転用についてお諮りし、承認いただきましたので、5月16日付で県東部農林事務所へ進達しております。その後、資料の印刷には間に合いませんでしたけれども、6月6日付で県の許可も下り、同日付で許可

指令書を受領し、譲受人、譲渡し人、それぞれに許可書を送付しております。

5点目、農用地利用集積等促進計画の第2号ということで、9件12筆の申出についてお諮りし、ご意見ありませんでしたので、意見なしという形で5月17日付で町に回答をしております。

前総会のでんまつについては以上です。

報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告をさせていただきます。

4ページをご覧ください。

今回農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借契約の解約通知を受領したものは1件2筆となっています。こちらは5月総会の集積等促進計画で、4月1日からの配分先について既にお諮りをしているものです。

報告は以上です。

議長

報告が終わりました。

何か質問がありましたら、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、議事のほうに入らせていただきます。

議長

第1号議案「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」、事務局のほう、説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について説明をさせていただきます。

今回、2件4筆について申請を受理しております。

まず、1件目についてご説明をさせていただきます。

こちら、資料1が添付されておりますので、こちらを見ながら説明させていただきます。

申請地は、大字白地*****番、面積が194平米、登記地目は畑と、資料の6ページに、めくっていただきまして番号1-2、こちらの1件目の2筆目の大字白地*****番、面積は115平米、登記地目は畑となっています。申請者は、譲受人、白地、*****さん、譲渡し人、鳥取市、*****さんです。権利の内容は、売買による所有権移転となっております。

場所については、資料1の2ページをご覧ください。こちらの資料1、2ページのピンクで塗り潰している部分が今回の申請地です。

許可要件については、資料1の1ページに掲載しておりますけれども、農地法、農業委員会が定める基準に適合していることを確認いたしました。が、(2)申請地の現状及び今後の予定ということで、申請地のうち1筆目の白地*****番については、譲受人の*****さんが利用権を設定し、畑として耕作していました。こちらについての合意解約、第18条第6項の届出については、先月報告をさせていただいております。そして、今回申請地は2筆ともに畑としてこれまで耕作されており、引渡し後は野菜を作付していくとのこと。そのため周辺農地に影響を及ぼすことはありません。

1件目については、説明は以上です。

続いて、2件目についてご説明をさせていただきます。

総会資料6ページ、2-1、2-2についてご説明します。

申請地は、大字宇治*****番、面積は280平米、登記地目は畑と、大字宇治*****番、面積が192平米、登記地目は畑の2筆となっております。申請者は、譲受人は岩井の*****さん、譲渡し人は広島市の*****さんです。権利の内容は、売買による所有権移転です。

場所につきましては、資料2の2ページをご覧ください。

こちらの資料2、2ページの塗り潰し部分が今回申請地となっております。許可要件について、資料2の1ページに掲載をしておりますけれども、こちら農地法、農業委員会が定める基準に適合していることを確認いたしました。譲受人の*****さんは農業未経験者ですが、事業計画書もご提出をいただいております。

(2)申請地の現状及び今後の予定についてということで、申請地は2筆共に現在畑として耕作されており、引渡し後も野菜を作付していくとのこと。そのため、周辺農地に影響を及ぼすことはありません。また、農業未経験者のため、今後どのように耕作していくかというところですが、鳥取市内在住の所有者の親族がこれまでこの土地で畑を耕作されてきておまして、その方に教えてもらいながら今後農業をしていくということです。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質疑に入りたいと思います。

質疑のある方、挙手をお願いします。

12番

この*****さんのところなんですけど、以前から農地パトロールして、何かもう草ぼうぼうになっったり、ちょっと耕してみたりみたいな感じで、今までがずうっとパトロールをするときにB判定するか何やかんやの立地条件のところであえところじゃないです、場所的に。

議 長

質疑ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決のほうに入らせていただきます。
農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について、賛成の方の
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成です。

議 長

それでは、第2号議案の「農地法第4条の規定による許可申請の審議に
ついて」、事務局のほう、説明をお願いします。

事務局

では、議案第2号について説明をさせていただきます。
今回、第4条転用許可申請書を1件受理しております。
総会の資料では7ページと、資料の3番をご覧ください。
申請地は、大字岩井*****番、登記は畑、現況も畑です。面積は325
平米です。申請者は大谷、*****さんです。転用目的は、駐車場となっ
ています。現在、申請者は借家に夫婦とお子さん5人の7大家族で住まわ
れています。今回申請地を含む隣接地の3筆を相続し、申請地の隣の住宅に
入居予定で、現在所有している自動車3台と子供の世話に来る両親の車計
5台と申請者が所有している自動二輪車1台を駐車できるスペースが必要
ですけれども、宅地側は出入口が狭く、駐車スペースがないため、自宅か
ら近く、利便性のよい隣接地に駐車場を作りたいとのこと。
資料3、2ページに位置図をつけております。
それでは、画面左上のあたりに赤枠でお示ししていますので、ご確認を
お願いします。
資料3、1ページにお戻りいただきまして、続いて4番、立地基準につ
いてご説明をさせていただきます。
農地区分は第1種農地で、農業公共投資の対象農地で、許可根拠は集落
接続となります。
3ページには農地区分決定根拠を載せています。
今回の申請地なんですけれども、こちらは西側を宅地、東側を田、北
側、東側、公衆用道路に囲まれています。今回申請地は道路宅地に挟まれ

た土地であり、転用による周辺農地へ影響はないものと思われま

す。1ページにお戻りいただきまして、次に5番、一般基準について

です。(2)規模の妥当性について、資料3の4ページに土地利用計画図をつけております。こちら、土地の宅地寄りのほうに四角が5個ついておりますけれども、そちらが自動車5台の駐車スペースとなります。道路側に自動二輪車1台の駐車場を設置する計画で、水路と電柱に挟まれた車両出入口から進入し、土地内で切り返し等をできるスペースを確保することと、家庭用に利用する物置と宅地との通路を確保する土地利用計画図から妥当な規模となっております。

1ページにお戻りいただきまして、(3)番、被害防除計画については、申請地は草根を取り除き、粗整地とします。雨水は自然流下で、汚水は発生しません。

4番、資金調達計画ですけれども、必要経費としては埋立て整地費が***円で、山陰合同銀行の残高証明を確認しています。

6番、農業公共投資について、岩井地区の県営圃場整備事業が昭和58年から平成4年に行われた土地となっております。

その他、農業振興地域農用地区域外となっております。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質疑のある方、挙手をお願いします。

事務局

補足説明させてください。

資料のほうで、6番の農業公共投資について、(3)土地改良区を、横棒にしてなしにしているんですけども、こちらは、土地改良の区域内です。大変失礼いたしました。

土地改良区の同意が要りますので、これから土地改良区のほうに同意をもらう予定にしております。そこ棒線入ってますけど、土地改良区からの同意をいただく予定だということでご了解いただけたらと思います。

議長

では、質疑のほうに入らせていただきます。

質疑のある方、お願いします。

3番

ここで承認されたら、土地改良区は基本的に承認されるということで捉えてええですね。

事務局

そうです。

3番

了解です。

事務局 土地改良区からの同意の意見書をそろえて県のほうには進達したいと思
います。

3番 分かりました。

議長 そのほか、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入らせていただきます。
「農地法第4条の規定による許可申請の審議について」、賛成の方の挙
手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。全員賛成です。

議長 それでは、引き続き議案第3号「農業委員会活動の点検・評価及び最
適化活動の目標の設定等の決定について」、事務局のほう、説明をお願い
いたします。

事務局 令和4年度点検・評価ということで、資料の4でご説明させていただきます。

まず、資料の4の最初のページですけれども、令和4年4月時点の委員
会の状況についてですので、説明を割愛させていただきます。

ページをめくっていただきまして、Ⅱ、最適化活動の実施状況からご説
明をさせていただきます。

こちら、大項目1、最適化活動の成果目標についてですけれども、
(1) 農地の集積について説明をさせていただきます。

②目標についてです。令和4年度末の集積面積、こちらは(累計)
(D)と書いてある部分ですけれども、令和4年度末の集積目標が369
ヘクタール、集積率42.6%だったことに対し、③実績の今年度末の集
積面積(累計)(G)は355ヘクタールで、令和4年度末の集積率が4
0.9%となりました。令和4年度の新規集積面積25ヘクタールとして
おりましたけれども、実績10.6792ヘクタールとの相差につきましては、令和5年度の新規集積面積の目標に上乗せをさせていただいており

ます。

こちら、農地の集積についての農業委員会の点検結果につきましては、黄色く色づけしてある部分です。利用状況調査の際、戸別訪問で制度周知をしたことで理解が得られ、集積につながった、今後出し手、受け手に対してより積極的に意向把握を行い、利用集積、集約化に取り組んでいくことが必要であるとしています。

続きまして、(2) 遊休農地の発生防止・解消について説明をさせていただきます。

こちらの②目標につきまして、ア、既存遊休農地の解消、a、緑区分の遊休農地の解消につきまして、緑区分の遊休農地の解消目標面積が、(C)、1.4ヘクタールだったことに対し、次のページに移っていただいて、③実績のアのa、今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積が0.8ヘクタールとなっております。また、この実績と書いてあるこのページの一番上、b、黄色区分の遊休農地の解消についての目標ですけれども、こちらは黄色区分の遊休農地の解消のための行程表の策定方針で、こちらを作成するという目標を立てていたんですけれども、③実績のb、黄色区分の遊休農地の解消としましては策定していないということになっています。こちらは国、県の策定方針が未公表のため、令和5年度に繰り越していることによるものです。

④その他について、利用状況調査の結果と利用意向調査の時期について記載しているほか、農業委員会の点検結果として黄色で塗り潰ししている部分について、関係機関と連携した利用状況調査及び日々の農地パトロールを意識的に行うことで遊休農地解消に向かっており、引き続き農地パトロールを積極的に取り組むこととしております。

続いて、(3) 新規参入の促進について説明をします。

こちら、②の目標についてですけれども、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積、こちらの目標が8.5ヘクタールでした。

ページをめくっていただきまして、一番上の③実績について、実績は1.8ヘクタールでした。こちら、目標に対する達成状況が20.8%となっておりますけれども、令和4年度の目標に関しまして、ちょっと県からの指摘があったんですけれども、こちらの目標値、平成28年から平成30年度の権利移動面積を基に算出しました。算出元となる数字は、集積の面積と配分の面積両方で計上をしているような状況でして、こちらは県からちょっと指摘があったのが、重複して計上しているので、配分のほうは計上する必要がないということでした。ただ、今回令和4年度の目標は昨年6月に公表をしているということで、目標値は変えずにとということになっておりますので、目標は過大であったというような結果になります。ちなみに令和5年度の目標とする公表面積は、0.6ヘクタールとなって

おります。

最後に、農業委員会の点検結果としましては、利用意向調査時に新規参入者への貸付について地権者の理解を得られるよう周知し、引き続き取組を継続する。また、新規参入及び新規参入を希望する者からの相談も、令和4年度はなかったんですけども、今後新規参入の相談があれば随時対応し、農業委員と関係機関とが連携しながら地域での就農につながるよう努めるとしてあります。

続いて、2、最適化活動の活動目標につきまして、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですけども、こちらは1人当たりの活動日数が月当たり6日が目標となっております。実績については後ほどご説明いたします。

(2) 活動強化月間の設定ということで、こちらは目標が11月の利用集積検討会議への出席、1月、2月の利用意向調査ということでしたけれども、②実績としましては、11月の利用集積検討会議への出席以外に、10月、11月、12月と3か月にわたって戸別訪問をして、担い手への利用調整を行っていただきました。

次のページ、めくっていただいて、(3) 新規参入相談会への参加と一番上に記載がありますけれども、こちらの目標、新規参入相談会への参加回数が目標1回でしたが、実績としてはゼロ回です。相談等なかったので、ゼロ回となっております。

ページ中ほどの目標達成状況の評語につきまして、農業委員会全体の目標達成状況としましては、各項目で達成率を基準に当てはめて点数化し、合計した結果、目標に対して期待どおりの結果が得られたとなりました。

ページをめくっていただきまして、Ⅲ、事務の実施状況について。

こちらは令和4年度の総会であったり、第3条の許可であったりというあたりの実績を記載しております。こちらについては、各自ご確認をお願いいたします。

次のページに行ってくださいまして、横向きに印刷している表についてですけども、ここまでご説明をさせていただいた目標と実績をまとめた表になります。特に表真ん中あたり、一番上に2番、最適化活動の活動目標と書いてあるところで、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数、こちらは目標が月当たりの活動日数6日と先ほど説明いたしましたけれども、実績としては皆さんの活動日数を足し上げて12で割ってというあたりで2.31となっております。

ここで、当日資料でお配りした資料4(追加)となっている資料についてご確認をお願いします。

こちら、右上、別紙様式3の下あたりに各個人名を記載しております。活動日数等については、業務活動日誌の結果を反映させたものとなっております。また、それについて、ページの中ほど、(2) 成果目標の達

成状況及び自己点検評価の結果ということで、①成果目標の達成状況については、各地区ごとの農地集積、遊休農地、新規参入面積について記載をさせていただいております。また②、右側の黄色に塗り潰されている場所ですけれども、遊休農地解消に向けた自己の点検評価というところで、活動実績については皆さん一律で事務局で入れさせていただきました。

3、成果実績につきましては、先月までに皆さんに記載してもらって提出をいただきました遊休農地解消に向けた対策についてというところのアンケートで、提出していただいた委員さんには記載をさせていただいております。すみません、提出いただいてない方は空白となっております。

最後に、農業委員会による点検評価として、今回出されたご意見として、事務局で記載をさせていただきました。農地の集積、遊休農地の解消、新規参入者の営農に関して引き続き取り組み、課題の解消に努めると上げていただいております。

令和4年度の農業委員会活動に係る点検・評価について、説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

何か質問がありましたらお願いします。よろしいですか。

(質問、意見なし)

議長

それでは、ないようですので、議案第3号の「農業委員会活動の点検・評価及び最適化活動の目標の設置等設定について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。賛成多数で決定されました。

議長

それでは、議事のほうは全部終了いたしましたので、その他に移らせていただきます。

事務局のほう、お願いします。

事務局

①令和5年度第1回農政部会の協議結果について

②所有者不明農地について

③地籍調査事業に伴う地目変更に係る現地確認について(資料なし)

④岩美町農業委員会における次期農業委員への引継ぎ事項等について

⑤次期岩美町農業委員会の体制に向けたスケジュール（案）について

議 長

来月の総会は7月10日の3時半ということで。

それでは、今日の総会は終了させていただきます。ありがとうございます。
す。ご苦労さんでした。